

昭和三十一年法律第六百六十号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第八条）
第二章 基本方針等（第九条～第十一條）
第三章 採血（第十二条～第二十五条）
第四章 血液製剤の安定供給（第二十六条～第二十八条）
第五章 雜則（第二十九条～第三十二条）
第六章 罰則（第三十三条～第四十条）
附則

第一章 総則

（目的）

この法律は、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進のために必要な措置を講ずるとともに、人の血液の利用の適正及び献血者等の保護を図るために必要な規制を行うことにより、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「血液製剤」とは、人体から採取された血液を原料として製造される医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）に規定する医薬品をいう。以下同じ。）であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

二 この法律で「献血者等」とは、献血をする者その他の被採血者をいう。

三 この法律で「採血事業者」とは、人体から採血することについて第十三条第一項の許可を受けた者をいう。

四 この法律で「製造販売業者」「製造業者」又は「販売業者」とは、それぞれ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者若しくは同法第二十三条の二十第一項の再生医療等製品（同法に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可を受けた者、同法第十三条规定の医薬品の製造業の許可を受けた者若しくは同法第二十三条の二十二第一項の再生医療等製品の製造業の許可を受けた者又は同法第二十四条第一項の医薬品の販売業の許可を受けた者をいう。

（基本理念）

第三条 血液製剤は、その原料である血液の特性にかんがみ、その安全性の向上に常に配慮し

て、製造され、供給され、又は使用されなければならない。

血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない。）が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようになればならない。

2

血液製剤は、献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること、及びその原料である血液の特性にかんがみ、適正に使用されなければならぬ。

3

血液製剤は、献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること、及びその原料である血液の特性にかんがみ、適正に使用されなければならぬ。

4

国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たつては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、基本理念のつどり、血液製剤の安心性の向上及び安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2

国は、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるように、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発、血液製剤の適正な使用の推進に関する施策の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本理念のつどり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう必要な措置を講じなければならない。

（採血事業者の責務）

第六条 採血事業者は、基本理念のつどり、献血の受入れを推進し、血液製剤の安心性の向上及び安定供給の確保に協力するとともに、献血者等の保護に努めなければならない。

（原料血漿の製造業者等の責務）

第七条 原料血漿（国内で献血により得られる人血漿）であつて、血液製剤の原料となるものをいう。以下同じ。の製造業者並びに血液製剤の製造販売業者、製造業者及び販売業者は、基本理念にのつどり、安全な血液製剤の安定的かつ適切な供給並びにその安全性の向上に寄与しなければならない。

（医療関係者の責務）

第八条 医師その他の医療関係者は、基本理念のつどり、血液製剤の適正な使用に努めるとともに、血液製剤の安心性に関する情報の収集及び提供に努めなければならない。

第二章 基本方針等

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安心性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2

基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

2

血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。）についての中長期的な需給の見通し

3

血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

四 献血の推進に関する事項

五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

七 血液製剤の適正な使用に関する事項

八 その他献血及び血液製剤に関する重要な事項

三 その他献血の推進に関する重要な事項

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度に献血により受け入れる血液の目標量

二 献血をする者の募集その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

三 その他献血の受け入れに関する重要な事項

四 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。

五 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、献血受入計画を作成しようとするとする。

六 第三項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。

都道府県及び市町村は、献血推進計画に基づき、第一項又は第五項の認可を受けた献血受入

計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力をを行わなければならない。

第三章 採血

(採血等の制限) 次に掲げる物を製造する者がその原料

とし、又は採血事業者若しくは病院若しくは診療所の開設者が次に掲げる物の原料とする目的で採血する場合を除いては、何人も、業として、人体から採血してはならない。ただし、治療行為として、又は輸血、医学的検査若しくは学術研究のための血液を得る目的で採血する場合は、この限りでない。

一 血液製剤

二 医薬品(血液製剤を除く)、医療機器(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医療機器をいう。次号において同じ。)又は再生医療等

三 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の研究開発において試験に用いる物その他の医療の質又は保健衛生の向上に資する物として厚生労働省令で定める物

四 何人も、業として、人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料として、前項各号に掲げる物以外の物を製造してはならない。ただし、血液製剤の製造に伴つて副次的に得られた物又は厚生労働省令で定めるところによりその本来の用途に適しないか若しくは適しなくなつたとされる血液製剤を原料とする場合は、この限りでない。(業として行う採血の許可)

第十三条 血液製剤の原料とする目的で、業として、人体から採血しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみの原料とする目的で採血しようとするときは、この限りでない。

五 厚生労働大臣は、前項の許可を受けようと認める者が次の各号のいずれにも適合していると認めるととき、同項の許可を与えてはならない。
一 第二十二条第一項に規定する採血の業務の管理及び構造設備に関する基準に従つて採血を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

二 献血者等につき、第二十五条第一項に規定する健康診断を行うために必要な措置を講じていること。

三 第二十五条第一項に規定する採血が健康上有害であると認められる者からの採血を防止するためには必要な措置を講じていること。

四 他の採血事業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の採血事業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとするものでないこと。

五 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようとする者が前項各号のいずれにも適合していると認める場合は、第一項の許可を与えないとができる。

六 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようとする者が前項各号のいずれにも適合していると認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

七 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

八 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

九 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

十 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

十一 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

十二 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

十三 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

十四 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

十五 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

十六 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

十七 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

十八 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

十九 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

二十 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

二十一 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

二十二 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

二十三 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

二十四 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

二十五 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

二十六 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

二十七 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

二十八 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

二十九 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

三十 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようと認める場合は、第一項の許可を受けようと認めるとき。

事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(採血責任者等の設置)

第二十一条 採血事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、採血所(採血を行いう場所をい、採血の用に供する車両を含む。以下同じ。)を設置するためには、採血統括者を置かなければならない。

二 採血事業者は、二以上の採血所を開設したときは、採血責任者の設置、採血責任者に対する採血の指図その他採血の業務を統括管理させるために、採血統括者を置かなければならない。

三 採血事業者は、厚生労働省令で定めるとことについて準用する。

四 (採血事業者に対する指示)
厚生労働大臣は、前項の許可をしようとする者に、他の採血事業者が現に用いている商号若しがないと認められるときは、この限りでない。

五 前条第六項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

六 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

七 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

八 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

九 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

十 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

十一 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

十二 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

十三 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

十四 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

十五 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(採血責任者等の設置)

第二十二条 採血事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、採血所(採血を行いう場所をい、採血の用に供する車両を含む。以下同じ。)を設置するためには、採血統括者を置かなければならない。

二 採血事業者は、二以上の採血所を開設したときは、採血責任者の設置、採血責任者に対する採血の指図その他採血の業務を統括管理させるために、採血統括者を置かなければならない。

三 採血事業者は、厚生労働省令で定めるとことについて準用する。

四 (採血事業者に対する指示)
厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

五 前条第六項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

六 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

七 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

八 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

九 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

十 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

十一 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

十二 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

十三 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

十四 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

十五 厚生労働大臣は、前項の規定による許可を受けるときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

三条の規定の施行前においても薬事・食品衛生審議会の意見を聴くことができる。
(五十分等) 効力

第三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定につき、当該規定の施行前にては、

規定は、当該規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によるとした行為に対する罰則の適用については、なほか、二

第三二条 この限りに規定するものについては、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一五年六月一三日法律第八〇号）

1 (施行期日) 〇年〇月〇日
この法律は、公布の日から施行する。

○号) 少
附 則(平成一八年三月三一日法律第一

第一条 本法の施行日は、平成十八年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、立成二ノ年四月一日から施行する。

第二百十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定ごとつては、当該規定。以下二の条ごろ

の規定によりなれど前例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、よう前例の判例にて

する罰則の適用は、いってはなお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令

附則（平成二三年八月三〇日法律第一）
で定める。

(施行期日) ○五号抄

第一条 この法律は公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成二五年六月一四日法律第四号)
抄
(施行期日)
(政令への委任)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
(政令への委任)
第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号)
抄
(施行期日)
(検討)
第六十六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(处分等の効力)
第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（政令への委任）

第一百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年一二月一三日法律第一〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則（令和元年一二月四日法律第六十三条号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日

（業として行う採血の許可に関する経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正前の安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十三条第一項の許可を受けている者は、第七条の規定による改正後の安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

（処分等の効力）

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。）の規定に相当の規定があるものは、この附則別段の定めがあるものを除き、改正後の各法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(検討)
第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、改正後の各法律について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(罰則に関する経過措置)
第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄
(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日